

新たな検査制度における検査結果の総合的な評価について

令和元年11月5日
検査監督総括課

1. 経緯

原子炉等規制法においては、原子力規制検査の結果に基づき総合的な評価をするものとされている。この総合的な評価の内容については、原子力規制検査実施要領（案）において記載されている（別紙参照）が、具体的な構成及び記載内容は以下のとおりとしたい。

2. 総合的な評価の構成及び内容

(1) 当該年度における原子力規制検査等の結果

各監視領域の評価に当たっては、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の値の分類を踏まえることとしている。具体的な記載項目は以下のとおり。

【記載項目】

○原子力規制検査の結果

- ・基本検査における指摘事項の有無、指摘事項があった場合には、その件数、概要、重要度評価の結果など

○安全実績指標（P I）の結果

○その他（必要に応じ）

- ・前回の評価から対応区分に変更がある場合はその結果と理由
- ・3年間以上継続して第3区分が設定されている場合の事業者の活動状況
- ・検査等を通じて確認された安全上の懸念（指摘事項とするか継続確認中の検査気付き事項、改善活動上の問題など）

(2) 総合的な評価

総合的な評価にあたっては、(1)の内容を踏まえ、事業者の活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかを記載する。

(3) 次年度以降の検査計画

総合的な評価の結果を踏まえた次年度以降の検査計画（向こう1.5～2年程度）を記載する。（基本計画（特にチーム検査）、必要に応じて追加検査など）

3. その他

総合的な評価にあたっては、安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者が各監視領域での活動目的の達成に向けて改善している活動やその効果について検証し、改善が図られているかどうかを勘案する。

<添付資料>

別 紙 1 : 原子力規制検査等実施要領（関連部分抜粋）

別 紙 2 : 大飯発電所の試運用フェーズ2の結果を踏まえた総合評定のイメージ

別 紙 3 : 総合評定結果の通知文のイメージ

【別紙 1：原子力規制検査等実施要領（関連部分抜粋）】

2.7 総合的な評価

(1) 評価の単位

総合的な評価は、原則として、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年 1 回行う（注）。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、各原子炉の安全確保の状況を明確にするため、原子炉ごとに評価を行う。

（注）使用者のうち令第 41 条の規定に該当しない核燃料物質を使用する者及び核原料物質を使用する者については、10 年に 1 回の原子力規制検査を実施する度ごとに、評価を行う。

(2) 評価における考慮事項

検査対象事項について総合的な評価を行うに当たっては、2.1 検査等に示す検査の体系に合わせて、事業者の活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかを評価する。その際、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者が各監視領域での活動目的の達成に向けて改善している活動やその効果について検証し、改善が図られているかどうかを勘案する。

各監視領域の評価に当たっては、安全実績指標の値の分類及び検査指摘事項の重要度評価を踏まえる。

2.8 総合的な評価の結果の通知及び公表

総合的な評価の結果には、表 6 の対応区分の設定のほか、横断領域に係る指摘事項がある場合にはこれも含める。これを事業者へ通知する際、検査の結果を踏まえて作成した次年度以降の検査計画の他、必要に応じ、以下の事項を事業者へ通知するとともに、原則公表する。この際、当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の検査手数料の納付を求める。

- ① 該当する評価期間中の安全実績指標の値の分類及び検査指摘事項の概要並びにこれらに関連する問題に対応した事業者及び原子力規制委員会が講ずる措置
- ② 前回の評価から対応区分に変更がある場合はその結果と理由
- ③ 3 年間以上継続して第 3 区分が設定されている場合は、事業者による活動の改善に取り組む計画の作成状況等
- ④ 事業者の活動の改善状況に係る規制機関の認識

【別紙 2：大飯発電所の試運用フェーズ 2 の結果を踏まえた総合評価のイメージ】

令和元年度* 原子力規制検査の総合的な評価について（大飯発電所 3 号機）

令和元年度に原子力規制庁が関西電力（株）大飯発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、原子炉等規制法第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和元年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和元年度において事業者の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

（1）原子力規制検査の結果

年度の検査計画通り基本検査を実施し、指摘事項は確認されなかった。

（2）安全実績指標の結果

安全実績指標（全 14 項目）は、期間を通じて緑の状態であった。

（3）その他事項

以下の事象については検査を継続中である。

○CAP 活動において、不適合事象の抽出及び不適合事象のグレード付けが事業者マニュアルに従って適切に行われておらず、必要な改善活動が行われていないおそれがある事象【使用検査ガイド：BQ0010】

○スプリンクラー設備の防護対象となるケーブルが散水障害により有効に消火できないおそれがある事象【使用検査ガイド：BE1021】

2. 総合的な評価

令和元年度の事業者の活動に関しては、

- ・安全実績指標について全て安全確保の機能又は性能に影響がないものと評価されること
- ・指摘事項は確認されなかったこと

から対応区分は第 1 区分であり、事業者の各監視領域に関連する活動目的を満足しており、自律的な改善が見込める状態と評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 2 年度の原子力規制検査は、上記の総合的な評価の結果を踏まえ、引き続き基本検査を行うこととする。今後 2 年間のチーム検査については、以下のとおりとする。

- ・火災防護検査（3年）【BE1021】 : 令和2年〇月 ~ 〇月頃
- ・設計管理【BM1100】 : 令和2年〇月 ~ 〇月頃
- ・放射線防護関係【RE0020, RE0040, RE0050】 : 令和3年〇月 ~ 〇月頃

※正確には試運用フェーズ2の期間である上半期の結果を基に作成している。

令和元年度* 原子力規制検査の総合的な評価について（大飯発電所4号機）

令和元年度に原子力規制庁が関西電力（株）大飯発電所4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、原子炉等規制法第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和元年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和元年度において事業者の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

（1）原子力規制検査の結果

年度の検査計画通り基本検査を実施し、指摘事項は確認されなかった。

（2）安全実績指標の結果

安全実績指標（全14項目）は、期間を通じて緑の状態であった。

（3）その他事項

以下の事象については検査を継続中である。

OCAP活動において、不適合事象の抽出及び不適合事象のグレード付けが事業者マニュアルに従って適切に行われておらず、必要な改善活動が行われていないおそれがある事象【使用検査ガイド：BQ0010】

2. 総合的な評価

令和元年度の事業者の活動に関しては、

- ・安全実績指標について全て安全確保の機能又は性能に影響がないものと評価されること
- ・指摘事項は確認されなかったこと

から対応区分は第1区分であり、事業者の各監視領域に関連する活動目的を満足しており、自律的な改善が見込める状態と評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和2年度の原子力規制検査は、上記の総合的な評価の結果を踏まえ、引き続き基本検査を行うこととする。今後2年間のチーム検査については、以下のとおりとする。

- ・火災防護検査（3年）【BE1021】：令和2年〇月～〇月頃
- ・設計管理【BM1100】：令和2年〇月～〇月頃
- ・放射線防護関係【RE0020, RE0040, RE0050】：令和3年〇月～〇月頃

※正確には試運用フェーズ2の期間である上半期の結果を基に作成している。

【別紙3：総合評価結果の通知文のイメージ】

番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇 〇〇 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の結果の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評価の結果について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。